



野 企 第 2 号
令和7年1月10日

野洲市議会 公明党
代表 津村 俊二 様

野洲市長 櫻本 直樹



令和7年度予算要望について（回答）

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年11月20日付で要望のあった標題の件について、別添のとおり回答
します。

令和 7 年度予算要望【公明党】

【政策調整部】

1、令和 10 年開校予定の県立高等専門学校の整備計画の充実

(回答)

野洲市市三宅地先に開校が予定されている県立の高等専門学校につきましては、昨年 10 月には、初代校長の内定、11 月には、建設予定地の造成工事に着手されるなど、令和 10 年春の開校に向け、順調に取り組みを進めていただいております。

また、昨年 9 月からは、市内小学校を対象とした高専準備教員の出前授業も実施されるなど、開校に向けた機運は高まっております。

市としましては、今後、卒業生の市内定着と高専を核にした市内産業振興を目指してまいります。

2、自立した市政運営を実行する政策決定のための体制

「市街化区域の見直しで住宅確保がしやすい街づくり」

(回答)

市街化区域編入については、第 2 次野洲市総合計画及び野洲市都市計画マスタープランの産業や住居系の土地利用に関する方針を基本とし、開発事業者と地権者との間でその土地利用に関する熟度・確実性等が高まり、地権者や地域住民の総意を得たうえで、滋賀県に都市計画の区域区分の見直しの候補対象地域として要望することになります。

3、市独自の地域課題を解決する政策立案ができる体制の確立

(回答)

政策立案ができる職員の能力向上のための研修の充実を図るとともに、政策調整部企画調整課が主体となって政策提案型事業を募集し、予算に反映させており、体制や制度については確立されていると考えています。

また、庁議として部長会議、調整会議を設けており、各案件の調整や重要な行政課題の調査研

究や審議等ができる体制を整えています。

4、ふるさと納税の充実した活用

(回答)

「ふるさと納税」としていただいた「まちづくり基金」の使途については、野洲市まちづくり寄附条例に基づく事業区分に応じ、市民の皆様に実感いただけるような使い道となるよう努めてまいります。

また、従来の発想に捉われない新たな視点に立ち、本市政における喫緊の課題解決や新たな手法の導入、チャレンジ精神あふれるモデル的な取組等、第2次野洲市総合計画におけるめざす将来都市像の実現を図るため、当該基金を原資とした政策提案型事業を引続き実施する予定です。

5、5G時代への対応検討

(回答)

高速・大容量通信が可能となる5Gは、幅広い分野で新たなサービスや業務の変革が期待できるものであり、市内での利用についてもセキュリティ対策を考慮のうえでネットワーク更新時に検討すべき通信手段のひとつと考えております。

【市民部】

1、防災総点検の実施・防災教育の普及や訓練への支援

(回答)

各施設における防災対策や点検については、原則として各施設管理所属において対応を行っており、防災訓練等により市職員の対応能力のレベルアップを図ります。

防災教育については、自治会対象に年2回リーダー研修会を開催したことに加え、今年度は自治連合会研修会において防災まちづくり大賞を受賞した自主防災組織の方から「持続可能な防災活動について考える」をテーマにした講演会を開催し、防災リーダーの育成を図っています。

また、自治会が防災訓練を実施される際に要望がありましたら、備蓄食料の提供や防災行政無

線使用についての支援を行っており、引き続き市民の防災意識や対応能力向上に努めてまいります。今後も、防災研修や訓練について継続して取り組みます。

2、防災・減災対策の抜本強化（防災・減災ニューディール政策の導入）

（回答）

道路や橋梁、上下水道などのライフラインについては、交付金や補助金などの制度を活用しつつ、各施設管理所属において、年次計画により点検、補修、更新を進めているところです。

今後、国や県が防災・減災に関わる新たな補助制度等を創設されるようであれば、その制度を活用しつつ、防災・減災に向けてライフラインの強化に努めていけるよう体制を構築してまいります。

3、災害時の情報提供と被害状況把握と対策計画の作成

（回答）

現在、災害時に市民等に対して提供する様々な情報は、市の防災行政無線のワンストップ操作により、緊急メールや防災アプリ等で伝達する他、NHK データ放送と情報連携し、多様な情報伝達手段を用いてお知らせしています。今後も、多様な手段を用いて適正に運用してまいります。

被害状況の把握については、災害対策本部に入った情報をホワイトボードや県の防災システムに入力する等で情報の把握と整理をしておりますが、膨大な情報を的確に把握することには限界があることから、訓練を繰り返し最も効率的かつ的確に情報把握ができるよう努めます。

また、災害対応の各種計画を実行性のあるものにするため、能登半島地震の実態などの実例を参考に訓練や研修を重ね、PDCAサイクルを図りながら、災害対策に関する計画を向上させていきたいと考えています。

4、各家庭での災害時における非常食及び持ち出し品の備蓄推進

（回答）

野洲市では、各家庭で3日間の備蓄食料、水、非常用持ち出し品を、各家庭に配布している防災マップに具体的な備蓄品や方法を記載し、準備するよう推奨しています。今後も引き続き「自分

の命は自分で守る」(自助)と「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)を推進するための研修や支援に努めてまいります。

5、犯罪被害者支援の推進

(回答)

野洲市では、野洲市犯罪被害者支援条例に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた方又は傷害を受けた方に対して、遺族支援金又は傷害支援金を支給することで、被害者の精神的被害を軽減する支援を進めています。

併せて、令和5年7月27日に犯罪被害者支援に関する知識やノウハウを有する公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターと「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結しており、今後も犯罪被害者支援に努めてまいります。

6、地区防災計画の策定推進

(回答)

一定の地域の住民や事業者などが命と財産を守るために助け合い自発的に地区防災計画策定に取り組むことは、地域のコミュニティの醸成にもつながることが期待されます。

令和3年度に作成した「地区防災計画策定の手引き」に基づき、現在1自治会が地区防災計画を策定されていますが、その後策定する地区がないのが現状です。地区防災計画の策定に欠かせない「自発的な取り組み」を尊重し、策定の支援を推進してまいります。

7、高齢者の免許返納の推進とそれに伴う対策

(回答)

現在、野洲市では運転免許を自主返納した70歳以上の市民を対象にコミュニティバスの回数券(1万円分)を1回限り、無料交付しております。

また、守山警察署や守山市と共同で高齢者免許返納についての啓発活動を行っています。今後におきましても高齢者の事故防止に向けて、高齢者の免許返納を推進していきます。

8、高齢者への特殊詐欺被害防止対策

(回答)

特殊詐欺被害防止対策については、守山市と野洲市で構成している「守山野洲交通安全防犯自治会連絡協議会」と守山警察署の合同で、駅前等にて啓発活動等を実施しております。また、野洲市としては、被害に遭わないような啓発メッセージなどを「すぐメールプラス」からメール及びライン配信をすることにより、特殊詐欺防止の意識向上に努めております。

また、巧妙化する詐欺や高齢者の認知能力低下に付け込んだ強引な販売などの消費者被害を防止するため、くらし支えあい条例に基づき「売り手よし、買い手よし、世間よし」の三方よしを合言葉に、市民が気軽に相談できる消費生活センターを運営しています。昨年度は相談件数が761件、約2,528万円の被害を救済しました。

さらに、民生委員児童委員や警察等の連携により構築した「野洲市消費者安全確保地域協議会」が消費者安全法に基づく見守りリストを利用した見守り活動を行っています。また、民間事業者・団体等と組織した「野洲市見守りネットワーク」が日常の活動の中で見守り活動を行っています。このような見守り活動の充実を図ることで、さらなる高齢者の安全・安心の確保に努めております。

<参考>

消費生活相談の受付状況(相談件数)

○野洲市 761件(人口1,000人あたり15.2件)

○滋賀県 11,754件(同8.8件)

【総務部】

1、窓口サービス向上市民アンケート実施

(回答)

窓口対応については、市長への手紙や直接窓口でいただいたご意見などを活かし、常に改善に努めています。

今後も市役所等へ来られた市民の方が迷っておられるような場合等、職員が積極的に声をか

けることで、気持ちよく行政サービスを受けられるよう努めてまいります。

また、市民アンケートについては、課題を見極めたうえで、必要な時期に実施したいと考えています。

2、公共施設の入札における公平、透明性の充実

(回答)

入札・契約手続は、地方自治法や野洲市契約規則等の各規程に従い適切に事務手続を実施しています。また、公平性、透明性、競争性を確保する観点より必要に応じて制度の見直しや新たな策定を行っているところです。

なお、契約審査会やプロポーザルにおける審査等の選考過程については、制度上、一部公開できません。

3、デジタル社会に向けた取り組みの推進

(回答)

市民の利便性向上と職員事務効率化のため、行政手続きのオンライン化や行政内部のペーパーレス化など、事務処理をデータ化する取り組みを進めています。テクノロジーの進化と費用対効果を踏まえたうえで、さらなる効率化のための仕組みや方向性を検討していきます。

4、「公共施設等総合管理計画」の進捗推進

- ・ 長年手つかずの遊休地利活用
- ・ 財産管理を含め不要建物等の処理を継続
- ・ 公有地の貸し付けの見直し

(回答)

本市では、平成 28 年度に野洲市公共施設等総合管理計画を策定しましたが、国の指針内容を踏まえた項目を盛り込み、令和5年3月に時点修正による改訂を行いました。

計画では、公共施設のあり方で定めた個別施設ごとの整備方針を取込み、令和 38 年度までの期間を対象に、施設ごとに費用対効果を考慮した計画的な大規模修繕や更新等を行うとともに、

現在文化施設をはじめ公共施設の統合や廃止等についても行財政改革の観点から進めていきます。

売却可能な遊休地については、官民境界や鑑定等を進め、順次、売却できるよう事務手続きを進めており、入札を実施しています。今後も引続き、使用予定のない土地については積極的に処分等を行っていきます。

一定の面積以上における公有地の貸し付けについては、公有財産審議委員会の審査を経て契約を行っており、全ての契約に相応の理由があるものと判断しています。貸付条件等を現時点では見直す予定はありませんが、国や隣接自治体の動向については引続き注視していくよう考えています。

5、投票率向上のための対策

(回答)

投票率の向上に資するために、常時の啓発活動として、滋賀県選挙管理委員会及び滋賀県明るい選挙推進協議会と合同で、毎年、啓発ポスター、標語、四コマ漫画の募集を行っています。また、要請のある小中学校や特別支援学校に県選挙管理委員会事務局と出前講座を実施し、選挙の話や模擬投票を通じて、子どもたちが選挙を身近に体験できる機会を提供しています。

また、選挙期間中においては、自治会回覧や市広報および市のホームページへの掲載をはじめ、駅ロータリーや公共施設におけるのぼり旗の掲出、明るい選挙推進協議会による街頭啓発広報車による市内巡回などにより棄権防止や投票を促す啓発を行っています。

直近では、10月13日に執行された野洲市長選挙において、若者の投票率向上のため、若い人の目に留まる作品というテーマで県立野洲高校にポスター作成を依頼し、市内のポスター掲示場での掲示、回覧文書や選挙公報などに使用しました。

今後の取組としては、有権者の利便性の向上を目的として、買い物等に合わせて期日前投票が可能となるよう、中主防災コミュニティセンターから商業施設に期日前投票所を移設することも検討しています。

6、市内公共施設などへのWiFi環境の整備

(回答)

来庁者の利便性向上や災害時における通信手段の確保等の導入メリットを勘案し、公共施設におけるWiFi環境の整備は、必要な要素であると考えています。

今後は、他市町の先進地事例を参考にするとともに、セキュリティ面や費用対効果等を検証しながら導入の可能性について検討していきたいと考えています。

【環境経済部】

1、太陽光発電、雨水利用、リサイクル等持続可能な循環型社会形成

(回答)

持続可能な循環型社会の形成については、第2次野洲市環境基本計画(改訂版)において基本目標の一つに「循環型社会・脱炭素社会づくり」を位置づけ、3つの施策方針として、「3Rの促進」、「廃棄物の適正処理」及び「地球温暖化への対策」を掲げ取り組んでいます。

3Rの促進及び廃棄物の適正処理については、小型家電回収や廃食油の回収によるリサイクル、クリーンセンターに搬入された家具や食器類を常設展示(無償譲渡)することとしたリユースの促進を展開しています。加えて、民間事業者2社とごみの減量に関する協定を締結し、リユース及びリサイクルについて更なる促進を図っています。

また、令和6年7月より開始した『エコ・アクション・ポイント』はエコな行動(温暖化対策、廃棄物対策・3Rなど)によりポイントがもらえ専用アプリで貯めたポイントは様々な商品と交換できる仕組みであり、住民の環境意識の向上や行動変容の後押しにより循環型社会形成の一翼を担う事業効果が期待できます。

2、公共施設への緑化の拡充

(回答)

野洲市生活環境を守り育てる条例では、敷地面積に応じた割合で緑地を確保するよう努力する義務を規定しているので、市公共施設においても緑化を確保、整備等するよう働きかけております。加えて、「野洲しみどりの基本計画」に示すとおり、市庁舎における緑のカーテンや道路、公

園等の公共施設の緑化などに取り組んでおり、今度も引き続き緑化の推進に努めてまいります。

3、プラスチックごみの琵琶湖への流入防止

(回答)

プラスチックごみに限らず、琵琶湖へのごみの流入を防止するためには不法投棄(ポイ捨て)をさせないことが重要です。本市では不法投棄を抑制するため、クリーンパトロールによる市内の定期的な見回りを実施しております。また、不法投棄に対する警告看板についても、必要に応じて市民の方に交付を行い、地域における不法投棄防止の啓発を行っているところです。

4、食品ロス削減に向けた具体的な仕組みづくりの構築

(回答)

食品ロス削減への取り組みとして、余剰食品の有効活用や廃棄削減を図るとともに食品ロス削減への関心を高めていくことを目的にフードドライブ(家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども会、福祉施設等に寄付する活動)を実施しています。令和6年度からは環境課窓口において常時受付も始めており、定期的なイベントと合わせて食品ロス削減を図っています。また、生ごみ処理容器(コンポスト)の補助も行い、食べ残しなどの再資源化に努めています。

このほか、ご家庭での「買いすぎを防ごう」や「食べきれる量を作ろう」などをホームページや広報で引き続き啓発してまいります。

また、現在エコ・アクション・ポイントメニューにフードドライブの活用を加え食品ロス削減の後押しを図っています。

5、稼げる農家や若手、女性にも魅力ある農業のための先進事例の研究

(回答)

現在は農家の高齢化や就業人口の減少により担い手不足が大きな課題となっています。

持続した魅力ある農業の実現には、新技術の導入により省力化や高品質生産を図っていく必要があることから、これらの取組の情報収集に努めていきたいと考えています。

6、野洲市の強みとなる創業、起業後の支援体制の充実の継続

(回答)

野洲市商工会と市が連携し、創業希望者を対象に、創業に必要な知識・技能を身に着けることを目的に「創業塾」を開催しております。

この「創業塾」を受講し修了した方を対象とした補助金があり、経費の2分の1(上限:20万円)を補助するものです。

本市が行う補助金制度の充実により、年々市内創業者が増加しており、創業促進および負担軽減、市内の雇用創出に繋がるものと期待しております。

補助対象経費は、謝金、旅費、事業費、書類作成費、委託費、店舗等借入費、設備費、広告宣伝費と多岐に渡っており、幅広い業種での創業に対応しています。

なお、起業後の支援については、野洲市商工会に定期的に経営指導や巡回相談を実施いただいております。市としても、商工会との連携を深めながら、引き続き支援を図ります。

【都市建設部】

1、道路標示の整備

(極めて危険箇所への対応・安全対策の強化・カーブミラー等の点検)

(回答)

区画線については、白線が消えている道路も多くあることから、引き続き修繕を行い交通事故の防止に努めてまいります。

また、カーブミラーや道路照明灯等の道路附属施設については、職員による道路パトロール時の点検や自治会等からの通報や要望により、現場確認を行ったうえで修繕や新設を行っています。今後も地域の協力を得ながら、道路を良好に維持管理してまいります。

2、国・県事業の推進について早期実現

(回答)

国事業の国道8号野洲栗東バイパスについては、工場跡地からのアスベストの撤去及び処分の不測の日数を要しているものの、できる限り早期に開通出来るよう要望を行ってまいります。

次に県事業については、県道大津湖南幹線が令和7年3月末に、守山市川田町から比江地先に至る工区が部分開通します。引き続き、延長約4.3km区間の全線供用に向け要望を行ってまいります。また、県道木部野洲線は令和8年度の市道市三宅小南線交差点に至る区間の完成に向け要望してまいります。日野川広域河川改修事業については、今年度仁保橋までの区間を掘削整備いただく予定です。

市といたしましても、国や県と連携を図りながら一日も早く整備を進めていただくよう協力してまいります。

また、国・県の新たな幹線道路の整備や野洲川・日野川の改修につきましては、各種協議会・同盟会において、関係市町と連携を図りながら要望活動を行っているところです。

今後も引き続き国・県事業の推進及び早期実現に向けて、関係機関と協力しながら要望してまいります。

3、市営住宅全般の今後について検討

(高齢者・障がい者が入居しやすい条件整備)

(回答)

野洲市の住宅施策では、現在、平成28年3月に第2次野洲市住生活基本計画を策定し、高齢者や障がい者をはじめ、生活困窮者や単身生活者の居住の安定確保を目指して事業を行っています。

市では、60歳以上の高齢者や障がい者など、特定の方だけが申し込める特定目的住宅を設けており、市内318戸のうち153戸において、優先的に受付しています。

また、近年における高齢者の単身世帯数の増加状況を受け、令和6年12月1日に野洲市営住宅特定目的住宅入居者取扱要綱を改正し、高齢者や障がい者の単身世帯が入居できる戸数を65戸増やしました。

なお、今後計画している永原第2団地の建替事業の中で、入居可能な住戸を更に整備する計画です。

4、空き家対策としての空き家の有効活用の推進

(回答)

全国的に空き家が増加している市街化調整区域の空き家対策にかかる具体的な支援策については、平成31年3月に「野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の一部改正を行っており、同年4月からは、都市計画の線引き以前から住宅建築のために造成された土地や、建築確認申請が下りて10年以上住宅が存在しているか、存在していた土地について、住宅を必要とする人であれば誰でも、自己用住宅を建築できるなど、有効な土地活用が図れるようにしており、年々実績を伸ばしているところです。

令和5年10月に滋賀県宅地建物取引業協会と運営に関する協定を締結し、野洲市空き家バンクを設置しましたので、この制度を使って空き家の有効活用の推進に努めてまいります。

また、今年度、空き家所有者に対して空き家の有効活用を推進させるため、空き家情報誌を作成し、市役所の他、公共施設で配布しているところです。

5、雨水時の河川整備

(回答)

国、県、市が連携し河川整備を一層進めていくとともに、気候変動の影響による水害を低減するため、あらゆる関係者が協働する「流域治水」の考えのもとに、野洲市に接する野洲川、日野川など堤防決壊による水害を防御し、人命を守ることが最も重要な治水対策と考えています。

加えて、雨水管理総合計画の策定や内水ハザードマップの整備、新技術の活用等によるリスクの可視化、野洲川 MIZBE ステーションの整備などハードとソフトを組み合わせた治水対策をあらゆる関係者と協働しながら進めてまいります。

6、景観施策の推進、自然景観への市民との協働による都市計画

(回答)

都市計画施策による活性化と景観施策による良好な景観形成は、相互に補完し合いながら推進することが重要であると認識しており、市民・事業者・公共の協働により、目標とするまちづくりについて合意形成を図ることで快適なまちづくりを進めてまいります。

なお、都市計画マスタープランにおける「景観形成の方針」は、景観形成方針及び景観計画に整合した内容となっており、都市計画施策と景観施策の連携を図りながら進めてまいります。

7、誰もが気軽に憩える都市公園の整備

(回答)

「野洲市みどりの基本計画」に示すとおり、新規都市公園の整備においては、今後の高齢化や人口減少社会も見据えて、みどりがあふれ、健康増進や子育て支援、地域コミュニティの核となるような公園づくりを目指します。

8、高齢者に対応したウォーキングやリハビリができる公園の整備

(回答)

「野洲市みどりの基本計画」に示すとおり、新規都市公園の整備においては、今後の高齢化や人口減少社会も見据えて、みどりがあふれ、健康増進や子育て支援、地域コミュニティの核となるような公園づくりを目指します。

なお、市内には、野洲川河川公園、さくら緑地、さくら墓園という広大かつ平坦な市の公園や希望が丘文化公園、近江富士花緑公園、湖岸緑地中主吉川地区など自然環境に恵まれた県の公園があり、四季を感じながらウォーキング等を楽しんでいただくことができます。

【健康福祉部】

1、 帯状疱疹予防ワクチン接種の周知拡大の実施

(回答)

帯状疱疹予防ワクチン接種は任意接種であり、個人の希望により接種されるものです。しかしながら、帯状疱疹の治療が遅れると症状の長期化や後遺症などにより、その後のQOL(生活の質)低下のリスクがあるので注意が必要です。

市ホームページでは、野洲市高齢者帯状疱疹ワクチン助成制度の紹介と併せて帯状疱疹予防ワクチン接種の紹介を行い、広く周知を図っているところです。

2、 骨粗しょう症の助成制度の導入

(回答)

令和6年度から始まった第5次国民健康づくり「健康日本21(第三次)」では新たな視点として女性の健康についての項目が立てられています。女性は女性ホルモンの関係で、閉経後に骨粗しょう症、高血圧や脂質異常など生活習慣病にかかりやすくなる、といった健康課題があります。健康日本21第三次ではこの健康課題の解決を図ることが重要とされており、骨粗しょう症検診の受診率の目標が新たに設定されたところです。

今後の骨粗しょう症検診の導入につきましては、国や近隣市の動向を注視しつつ、検討していく必要があると考えます。

また、引き続き、ほほえみやす21健康プランに基づいた取り組みを推進し、生活習慣の改善や健康づくりに取り組むことで、骨粗しょう症予防対策を実施します。一例として令和6年度は市民を対象に「骨粗しょう症」研修会を開催し、市立野洲病院骨粗しょう症プロジェクトチームの医師、理学療法士を講師に招き、予防方法について啓発してまいります。

なお、令和6年度からは滋賀医科大学との共同研究(「骨軟骨代謝・関節機能再建学講座」)を開始しています。令和6年度、令和7年度には、市立野洲病院において骨の密度を図る「DXA」検査の助成事業を計画しており、研究成果を取り入れた予防や対策を実施して参ります。

3、 発達障がいの理解推進と横断的支援

(回答)

発達障がいへの理解推進については、市の広報紙にコーナーを設け、発達障がいの理解促進のための情報を隔月で掲載し、同内容をホームページでも発信しています。また、市民向けの研修として、毎年、外部講師を招いて講演会を開催しているほか、自治会や民生・児童委員、保護者グループ等の研修の場に随時職員が出向いて啓発を行っているところです。今後もこのような継続した取り組みを大切にするとともに、引き続き効果的な情報発信ができるよう検討して参ります。

また、発達障がいがある人への支援は、乳幼児期の早期支援が重要であると同時に、学齢期、成人期と生涯にわたる切れ目のない支援が必要となります。そのための、市役所各所管課との連

携はもとより、学校、医療、福祉等の様々な機関との連携を引き続き強化してまいります。

4、障がい者向けグループホーム検討、支援拡充

(乳幼児期から学童期、青年期（就労支援）までの一貫した
支援システム構築・人的配置の拡充を国、県への要望)

(回答)

障がい者向けグループホームにつきましては、障がいのある方の重度化や高齢化、加えて介護者の高齢化などを背景として、利用希望者が増加している現状があります。野洲市では近年グループホームが増加しつつあるものの、重度の方を含め、本人との相性が合わなかったり、日中通っている事業所から遠かったりして通うことができない人もおられ、施設全体として十分ではないと認識しているところです。

こうした現状や今後の需要増加が見込まれることを踏まえ、国や県に対して課題提言を行うとともに報酬単価の見直しを含めた制度の見直しを図るよう引き続き要望してまいります。

また、乳幼児期から青年期までの支援につきましては、障がいのある人や支援が必要な人にとって、それぞれのステージでの個々の継続した支援が受けられるよう、関係機関が互いに連携しながら組織全体で取り組んでいくとともに、福祉施設等の職員の処遇改善等についても国及び県に要望してまいります。

5、妊産婦健診の支援拡大

(回答)

令和3年度より多胎妊婦に対し、妊婦基本健診受診券(5回分・合計 16,500 円分)の追加助成を開始し、令和6年度より産婦健康診査費助成(2回分・合計 10,000 円分)および低所得妊婦に対する初回産科受診料助成(10,000 円/回)を開始し、段階的に妊産婦への支援を進めてまいりました。今後も、当該事業を継続実施しつつ、国や県、近隣市の動向を注視してまいります。

6、不妊症・不育症へ支援の推進

(回答)

特定不妊治療は、令和4年4月1日から健康保険が適用されたことから、県の不妊治療に係る助成制度は令和4年度をもって終了しました。これに伴い、本市における助成制度も令和5年度に終了しました。

不育症の経済的支援として、県では保険適用を見据え先進医療として実施される不育症検査を対象に費用の一部助成を実施しています。本市では県が助成する検査以外に、令和5年10月より、不育症治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を目的に、不育症治療および検査に要した費用の一部補助を開始しています。

7、産後ケア対策の拡充

(回答)

令和4年度より利用対象者条件を緩和し、令和6年度からは所得に関わらず利用者負担を軽減したことで、利用者数は年々増加しています。

しかしながら、産後ケアを担う助産院や産科医療機関は、妊婦健診やお産にかかる医療行為等に尽力いただいているところです。そのため、施設の収容力やスタッフによる受け入れ体制の調整も重要ですので、現在、県下でこれら課題への調整が行われているところです。妊産婦およびその家族が切れ目ない支援を受け、安全安心な妊娠・出産・育児を迎えられるよう、今後も国や県、関係機関の動向を確認しながら慎重に進めてまいります。

8、がん予防と乳がん検診等のさらなる推進(小児がんも含む)

(回答)

避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながります。

科学的根拠に基づくがん予防方法としては、喫煙(禁煙・煙を避ける)、飲酒(節度ある飲酒)、身体活動、体型(肥満・やせ)、食事(野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣)、ウイルスや細菌の感染の6つが基本とされています。これら予防方法については、ほほえみやす21健康プランにおいて、市民の健康づくりのための6つの領域(栄養、運動、歯、タバコ、心、健診)をテーマとして、取り組みを行っているところです。

また、科学的根拠に基づくがん予防方法の中の感染症対策としては、肝炎ウイルス検診の無料

受診券を 40 歳から 60 歳の 5 歳刻みの方を対象に発行しており、40 歳以上の当該検診未受診者には一部自己負担金で肝炎ウイルス検診を受けることができる取り組みを実施しています。子宮頸がん予防としては、子宮頸がんワクチン接種を対象年令の方に全額公費負担で実施しており、積極的勧奨を差し控えていたことにより公費で接種できる機会を逃した対象者は、令和 7 年 3 月までの間、キャッチアップ接種の対象として定期接種が可能です。

がん検診につきましては、国のがん検診の指針に基づき実施しています。子宮頸がん・乳がん検診の対象年齢の初年度となる方へは無料クーポン券を配布しており、今後も継続していきます。

胃・大腸・子宮頸・乳・肺がん検診受診勧奨については、はがきによる個別通知を実施しています。通知対象者は国民健康保険被保険者と過去 10 年間の間に受診した方、節目年齢の方(子宮頸がん検診は 20 歳から 65 歳まで、胃・大腸・乳・肺がん検診は 40 歳から 65 歳までの 5 歳刻みの方)へ実施しています。

なお、小児がんにつきましては成人とは異なり、生活習慣とは関係なく発症します。家族などから相談があれば、県・保健所等関係機関と連携、相談しながら支援を行います。

9、介護保険制度の適切な活用（市民の皆様が制度を正しく理解し適切に 若年介護及び老老介護へのサポート体制の充実

(回答)

介護保険制度の適切な活用と、若年介護や老老介護へのサポート体制の充実に向けて、介護保険課では、65 歳に到達され介護保険被保険者証を送付する際に、パンフレットを同封したり、ホームページで情報提供を行い、高齢者やその家族が必要な情報を簡単に入手できる環境を整えることに努めています。また、地域包括支援センターでは、民生委員や自治会、友人、ご近所の方からの相談も受け付け、自ら相談できない高齢者宅を訪問するなどして高齢者の現状を把握し、必要な支援やサービスに繋げていくための相談支援体制の充実を図っています。

10、幅広い世代の自殺やうつ病などに関する相談窓口の充実

(回答)

健康推進課では毎週金曜日に対面（来所）相談による「心とからだの健康相談」、平日9時～17時までの電話による「こころといのちの電話相談」を実施しています。

相談ケースとしては、生活困窮・介護・育児不安等別の相談として他部署へ相談され、心身の不調等の相談をされる中でメンタルヘルス相談として、当課へとつながる方も多く、市役所組織全体で取り組んでいます。

また、生きづらさを抱えている市民の方の SOS や自殺リスクへの気づきを高めてもらい、必要な支援へと連携できるよう「ゲートキーパー（命の門番）研修」を開催しています。市職員のみならず、様々な職種や市民の方を対象とし、それぞれの立場で気づきに対応でき、適切な支援につながられるよう介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員、健康推進員等へも研修を開催しています。今年度は、学校向けにも研修を開催し、教員だけでなく、学校医、スクールガード、PTA の方も受講いただいています。

今後も継続して研修を開催し、誰もがメンタルヘルスに関われる地域全体の底上げと窓口の周知・啓発を図ってまいります。

加えて、地域、保健所や医療機関、専門の相談機関等とも連携しながら、相談から支援へとつながるよう支援体制の強化を図ってまいります。

11、介護予防事業の強化・健康ポイントアプリの導入

（回答）

地域のいきいき百歳体操グループの活動支援と短期集中通所型サービス C によるリエイブルメントを組み合わせ、介護予防の取り組みを強化します。高齢者の体力向上や社会参加の促進、転倒予防、機能回復を図り、健康的で充実した生活をサポートします。

また、健康ポイントアプリにつきましては、既存の健康管理アプリの仕組みを活用するなど、ポイント制度の効果的な利活用を検討して参ります。

12、DV 被害者に対しての相談と支援体制の充実

（回答）

DV被害者に対しての相談については、家庭児童相談室において電話および来所による相談を

実施しています。また、DV被害者の家庭に児童が同居している場合は、面前DVという児童虐待にあたることから、同時に児童虐待相談としても対応をしています。

DV相談については、被害者の要望に応じた支援や加害者からの避難に対応する適切な機関への情報提供、支援を弁護士等関係機関と連携して行っています。身の安全の確保が必要な時は、滋賀県配偶者相談支援センターや警察などと連携しながら支援をしています。なお、DVにより精神的にストレスを抱えるケースについては、心療内科等医療機関の受診、心理士による面談等精神面のケアにも配慮をしています。

今後も関係機関と連携し、相談・支援の充実に努めます。

13、地域包括支援センターの体制強化などを含むシステムの更なる充実

(回答)

相談業務については、複合化・複雑化した相談が増えていることや、相談業務にかかる時間が増大していることが課題となっています。このような現状に対応するため、地域包括支援センターは、新たに令和7年3月から中主圏域に開設する予定で進めています。相談体制の強化と、地域の関係機関等との連携を強化し、幅広いサービスを提供できるよう努めて参ります。

14、認知症の早期発見に向けた対策の充実（進行を遅らせる取り組み）

(回答)

地域包括支援センターでは、認知症やその疑いがある方とそのご家族に対して、認知症初期集中支援チームを設置し、早期に支援を開始する取り組みを行っています。このチームは、認知症専門医・主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師など多職種で構成されています。

チームの役割としては、認知症専門医への受診支援や早期診断の促進、診断後の支援の継続などがあります。早期の介入や適切なケアにより、認知症の進行を遅らせることができます。

地域の方々が認知症になっても安心して暮らせる環境を整えることを目指して、認知症初期集中支援事業の充実に努めて参ります。

15、社会的孤立者（家族）への支援・ひきこもり対策

（回答）

社会参加に難しさを抱える人への支援について、野洲市では、若年期からの早期発見、家族を含めた間接支援、個別・集団適応、就労支援と属性、段階を踏まえた支援を展開しています。

とりわけ集団適応期、就労支援期には、相談者によって最適な社会資源（体験場所）はそれぞれ異なります。そこで、従前から重層的支援体制整備事業にて、居場所、就労体験先の開拓を行ってきました。

令和7年度には、上記の社会資源のさらなる開拓及び、各中学校圏域でひきこもりなどの福祉課題を早期に発見し、相談対応を行うネットワークを構築するため、重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」「アウトリーチ事業」の強化を目指します。その上で、重層的支援会議をはじめとした各会議を開催し、関係機関が連携してより充実した支援を行っていきます。

16、暗所視支援眼鏡の購入費助成（日常生活用具に位置付け）

（回答）

暗所視支援眼鏡につきましては、夜盲症や視野狭窄の方に有効な電子機器の眼鏡として開発・販売されており、滋賀県内においても日常生活用具に位置づけている自治体もあります。

しかしながら、県内には販売店やデモ配備されている眼科医もない状況であり、加えて他に多くのAI視覚支援デバイスが普及している現状を踏まえ、当該製品の使用実例などを元に効果等を検証した上で、助成について引き続き慎重に判断してまいります。

17、軟骨伝導イヤホンの導入

（回答）

軟骨伝導イヤホンにつきましては、難聴者の方と職員とのコミュニケーションを円滑にするうえで、有効な手段であると認識しております。

ただし、当市における導入につきましては、既存の難聴者対話支援システムのマイクスピーカーの活用と併せて、導入自治体の利用状況や他のツール、各窓口での必要性を確認したうえで、慎重に判断してまいります。

18、「だれもが支え手」の地域づくりのための後継者づくり支援

(回答)

当市におきましては、「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」を基本理念とし、令和3年4月に第3期野洲市地域福祉基本計画を策定しました。同計画では、福祉(ふくし)の対象がすべての人であり、すべての人が主体となって役割を持つことで、「〇ふだんの〇くらしの〇しあわせ」を創り育むことが、よりよい社会を築くことにつながるという視点から、「おたがいさま」と「少しのおせっかい」を基本方針としています。

この計画に基づき、令和5年度からは、野洲市民生委員児童委員協議会地域活動部会と野洲市社会福祉協議会が中心となり、地域での見守り・支えあいの活動について検討を重ねました。令和6年度からは各地域での具体的な活動につなげるための取組をおこなっており、すでに会として発足した地域も出ています。市においても、この活動を支援するために担当課が検討の場に参加するとともに、市の内部において情報の共有や関連する市の事業での連携に努めています。令和7年度につきましても、この取組を推進してまいります。

【教育委員会】

1、学校図書館司書の配置と整備充実

(回答)

児童生徒の読書活動推進のためには、本に親しみやすい環境が不可欠です。また昨年度からバーコードによる貸出やデータ管理の運用も始め、図書の分類、整理作業も専門性が必要になります。

現在は、学校図書館支援員を派遣し、システム運用でのサポートやモデル校での環境整備などを行っています。今後さらなる充実に向け、専門職である学校司書の配置を検討していきます。

2、新型コロナ・インフルエンザに対応できる教育現場の環境整備

(回答)

令和2年度より3年間、国による学校保健特別対策事業費補助金等を活用し、各小中学校から必要な消耗品や備品を聞き取り、環境整備を図ってきました。これまでに、非接触型体温計、加湿

器、CO2 モニター、パーテーションなどの備品を配置しています。アルコール消毒液や手洗い用石鹸、使い捨て手袋、マスクなどの消耗品については、必要数を不足なく整備できるよう努めています。備品や物品の整備とともに、常時換気や清潔な環境の維持、手洗いうがいの励行、咳エチケットなど感染予防教育を合わせ、対応しています。

3、ICT活用による教職員の働き方改革の推進

(回答)

学習評価や成績処理について、統合型校務支援システムを導入し、ICTを活用して、教職員の事務作業の負担軽減を図っています。今年度更新を行い、さらに使いやすいシステムにし、働き方改革を推進していきます。

また、中学校のテスト採点に係る負担軽減として、現場の先生方から大変好評であるデジタル採点ソフトの導入を検討していきます。

4、いじめ対策の強化（ソーシャルスクールワーカーの拡充など）

(回答)

スクールソーシャルワーカーについては、現在5名を配置しております。ケース会議等での福祉的な助言はもちろんのこと、保護者との親身な関係づくりや児童生徒への多角的なアプローチなど、学校を支える役目を果たしています。今後も学校とスクールソーシャルワーカーと教育委員会、そして関係機関とが連携を図りながら、保護者、児童生徒が抱える課題を早期発見、早期介入し、適正な支援体制の強化を図っていきます。

いじめ等における組織対応の機能不全の解消のため、また、児童生徒が安心できる学校環境を整え、保護者の子育てを下支えする組織基盤の構築のため、学校支援員を引き続き配置します。

また、いじめのみならず、教員と生徒・保護者間に生じた訴えに対し、法的観点から日常的・継続的に助言を行い、問題の解決支援、いじめ防止と教師の業務軽減のため、引続きスクールロイヤーを配置し、体制の強化を図ります。滋賀弁護士会によるいじめ防止授業を市内小学校で実施し、法的観点から子どもたちがいじめ問題を考える機会を設けることで、いじめ対策の強化を図ってまいります。

5、文化・芸術の振興を推進

(回答)

野洲市文化ホールをはじめ各コミュニティセンターにおいて、各種教室等を開催し学ぶ機会を提供するとともに、舞台芸術を鑑賞する機会の提供に努めています。

また、野洲市美術展覧会の開催や野洲市文化協会と共同で実行委員会を組織して開催する文化芸術祭などを通して、学び得た成果を発表する機会や文化・芸術を鑑賞する場を提供しています。

6、不登校児童・生徒への対応

(回答)

校内では、校内教育支援センター(SSR)いわゆる別室を設置し、教室に行きにくい児童生徒に対応をしています。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともにその要因を丁寧に見立て、支援を行います。

校外では、ふれあい教育相談センターで3つの事業を行っています。1つ目は「こころの教育相談」です。カウンセラーが不登校やいじめに関する相談をしています。2つ目は「適応指導教室ドリーム」です。学校に行きにくい児童生徒を対象に学びの保障として、またこころの居場所として支援しています。3つ目は「家庭訪問型学習支援」です。不登校の児童生徒に対して、家庭や公共施設等で学習や相談を行っています。

民間施設(フリースクール等)を利用する児童生徒の保護者への支援については、令和6年度は県で行われているアンケート調査の協力金月 5000 円の報奨金が給付される事業を行っています。なお、この事業については令和7年度については検討中です。

今後もこのような事業を有効活用しながら、子どもや保護者への支援体制を強化してまいります。

7、がん教育の推進強化

(回答)

国は、健康教育の一環としてがんについての正しい理解と、がん患者やその家族など、がんと向

き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ることを目的に、がん教育プログラムを作成しています。当市においても、保健師との連携など学習指導要領に基づき、教育活動を推進していきます。

8、学校トイレの環境整備の充実

(回答)

文科省の公立学校施設のトイレ洋式化状況調査(R5.9.1 現在)によると、本市の小・中学校トイレの洋式便器率は55.1%(和便器率44.9%)で全国平均68.3%に比べると下回っています。また各家庭における洋式トイレの普及やバリアフリー化が進む中、児童生徒やその保護者のニーズに応えるためにも、今後は洋式化と環境整備を早急に進めていく必要があると考えています。

しかしながら、衛生面から直接便座に触れる洋式を望まない児童生徒も一定数いることから、一部は和式トイレを残すケースもあります。それぞれの学校の地域性や学校規模が違いうえ、学校方針にも考えの違いがあることを重要視しています。

教育委員会としては、校舎老朽化対策とともに、トイレ改修も含めた学校施設の教育環境の改善に取り組んでまいります。

以上